

改正案

目次

第一章 (略)

第二章 (略)

第三章 (略)

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第一節 第四節の二十一 (略)

第四節の二十一の二 海上において電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局(本邦の排他的経済水域を越えて航海を行う船舶において使用するものに限る。)の無線設備(第四十九条の二十四の二)

回轉翼航空機に搭載して電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局の無線設備(第四十九条の二十四の三)

第四節の二十一の三 (略)

回轉翼航空機に搭載して電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局の無線設備(第四十九条の二十四の三)

(略)

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第四節の二十一の二 海上において電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局(本邦の排他的経済水域を越えて航海を行う船舶において使用するものに限る。)の無線設備

第四十九条の二十四の二 (略)

第四節の二十一の三

回轉翼航空機に搭載して電気通信業務を行うことを目的として

現行

目次

第一章 (略)

第二章 (略)

第三章 (略)

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第一節 第四節の二十一 (略)

第四節の二十一の二 海上において電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局(本邦の排他的経済水域を越えて航海を行う船舶において使用するものに限る。)の無線設備(第四十九条の二十四の二)

回轉翼航空機に搭載して電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局の無線設備(第四十九条の二十四の三)

第四節の二十一の三 (略)

(略)

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第四節の二十一の二 海上において電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局(本邦の排他的経済水域を越えて航海を行う船舶において使用するものに限る。)の無線設備

第四十九条の二十四の二 (略)

開設する携帯移動地球局の無線設備

第四十九条の二十四の三 回転翼航空機に搭載して電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局であつて、制御携帯基地地球局（当該携帯移動地球局の制御を行う携帯基地地球局をいう。以下この条において同じ。）からの制御を受けて携帯基地地球局又は携帯移動地球局と通信を行うもので、一四・〇GHzを超え一四・四GHz以下の周波数の電波を送信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

イ 空中線は、通信の相手方である人工衛星局のみを自動的に捕捉及び追尾することができるとなつて、当該人工衛星局を自動的に捕捉及び追尾することができなくなつた場合は、直ちに電波の発射を停止する機能を有すること。

ロ 制御携帯基地地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、送信を開始できる機能を有すること。

ハ 周波数及び輻射する電力は、制御携帯基地地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものであること。

ニ 自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び制御携帯基地地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

ホ 自機の回転翼に電波が輻射しないよう、回転翼の回転に連動して電波の発射を制御する機能を有すること。

ヘ 自機の機体に電波が輻射しないよう、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、デジタル変調方式であること。

ロ 送信空中線から輻射される四〇kHz帯域当たりの電力は、追尾誤差を考慮して、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

主輻射の方向からの離角(θ)	最大輻射電力(一ワットを〇デシベルとする。)
二・五度以上七度未満	次に掲げる式による値以下 $33 - 25 \log_{10} \theta$ デシベル
七度以上九・二度未満	一・二デシベル以下
九・二度以上四八度未満	次に掲げる式による値以下 $36 - 25 \log_{10} \theta$ デシベル
四八度以上一八〇度以下	(一) 六デシベル以下

(略)

(略)